

## 貨物運送取扱事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 事業計画及び集配事業計画の変更の認可又は届出
- 手続根拠 : 貨物運送取扱事業法第8条第1項、第3項、第36条第2項、第4項  
貨物運送取扱事業法施行規則第6条、第6条の2、第7条、第8条
- 手続対象者 : 事業計画又は集配事業計画を変更しようとする者  
軽微な変更にあつては、変更した者
- 提出時期 : 事業計画又は集配事業計画を変更しようとするとき  
軽微な変更にあつては、変更したとき
- 提出方法 : 事業計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可申請書又は事前届出書若しくは事後届出書を作成し、下記へ提出してください。  
・自動車利用運送事業：陸運支局輸送課  
・集配事業計画の変更、鉄道利用運送事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課）  
・内航海運利用運送事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課）  
・国内航空利用運送事業、国際航空利用運送事業、外航海運利用運送事業、外国人等国際航空利用運送事業、外国人等外航海運利用運送事業：総合政策局複合貨物流通課
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 貨物運送取扱事業法施行規則第6条第2項、第6条の2第3項、第7条第3項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先：

総合政策局複合貨物流通課	03 - 5253 - 8301
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	011 - 290 - 2744
東北運輸局貨物運送取扱事業課	022 - 791 - 7532
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	025 - 244 - 7579
関東運輸局貨物運送取扱事業課	045 - 211 - 7250
中部運輸局貨物運送取扱事業課	052 - 952 - 8039

近畿運輸局貨物運送取扱事業課	06 - 6949 - 6449
中国運輸局貨物運送取扱事業課	082 - 228 - 3438
四国運輸局貨物運送取扱事業課	087 - 835 - 6366
九州運輸局貨物運送取扱事業課	092 - 472 - 2530
沖縄総合事務局陸運第一課	098 - 866 - 0061
神戸海運監理部輸送課	078 - 321 - 3143
陸運支局輸送課及び海運支局	管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

### 3. 手続情報

審査基準：貨物運送取扱事業法第8条第2項、第35条第6項

標準処理期間：3ヶ月（利用運送機関の種類の変更に係るものは4ヶ月（地方運輸局を経由するもの又は地方運輸局へ照会を要するものにあつては、5ヶ月））

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）